

こ 成 母 2 4 6 号
医政発 1020 第 1 号
令和 5 年 10 月 20 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特 別 区 区 長} \end{array} \right]$ 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

令和 5 年度乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策強化月間の実施について

乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策の推進については、かねてより御高配をいただいているところですが、本年度においては、別添実施要綱のとおり、11 月 1 日 (水) から 11 月 30 日 (木) までの 1 か月間を、令和 5 年度乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策強化月間として、重点的に普及啓発運動を実施することとしますので、それぞれの地域の特性を勘案の上、関係行政機関、関係団体等と連携し、効果的な推進が図られるよう格段の御配慮をお願いします。

さらに、日本医師会等の関係団体等に対し当職より協力を依頼したところであり、貴職におかれても、貴管内の関係機関等への周知をお願いします。

また、乳幼児突然死症候群 (SIDS) の診断のための「乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断ガイドライン (第 2 版) (<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/guideline>)」

(厚生労働科学研究 (成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業) 「乳幼児突然死症候群 (SIDS) および乳幼児突発性危急事態 (ALTE) の病態解明および予防法開発に向けた複数領域専門家による統合的研究」) の内容の周知・普及にも十分な御留意を併せてお願いします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 の規定に基づく技術的助言です。

令和5年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間実施要綱

1 名 称

乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間

2 趣 旨

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳児の死亡原因の上位を占めていることから、その発症の低減を図るための対応が強く求められている。

また、これまでの研究により、「1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる」、「できるだけ母乳で育てる」、「保護者等のたばこをやめる」ことは乳幼児突然死症候群(SIDS)発症の危険性を低くするというデータが得られている。

これらを踏まえ、平成11年度より11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施してきたところであるが、令和5年度においても同様に、11月の対策強化月間を中心として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する取組の推進を図るものである。

なお、11月を対策強化月間と定める理由は、12月以降の冬期に乳幼児突然死症候群(SIDS)が発症する傾向があり、発症の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるためである。

3 期 日

令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えない。

4 主 唱

こども家庭庁

5 協 力

健やか親子21推進本部（別紙2）

6 実施方法

(1) こども家庭庁

こども家庭庁は、関係行政機関、関係団体等と連携し、乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のための「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第2版)」(別紙1)の内容の周知・普及並びに推奨すべき育児習慣等について、全国的な普及啓発活動の推進を図るため、次の取組を行う。

- ・ 普及啓発用ポスター及びリーフレットの活用により全国的な普及啓発活動を展開する。(こども家庭庁ホームページに掲載し、自由にダウンロードして活用いただく)
- ・ 健やか親子21推進本部参加団体に対して周知及び普及について協力を依頼する。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第2版)」(別紙1)の内容を参考とし、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と虐待や窒息事故とを鑑別するために、的確な対応を行うこと、必要に応じ、保護者に対し解剖を受けることを勧めることを依頼する。

(2) 都道府県、保健所設置市及び特別区

都道府県、保健所設置市及び特別区は、関係行政機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画及び実施計画を作成し、次の例を参考にしながら乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動を推進する。

なお、都道府県においては、市町村を含めた普及啓発活動の展開を図るなど、地域全体が一体となった取組が図られるよう留意する。

また、取組に当たっては、乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のための「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第2版)」(別紙1)の内容の周知・普及にも十分留意する。

<例>

① ポスター、リーフレット等の配布等による啓発活動の実施

- ・ こども家庭庁が作成した普及啓発用ポスター、リーフレットデザインを活用し、地域の特性に応じた方法により、効率的、効果的な普及啓発活動を展開する。
- ・ 家庭だけではなく、児童福祉施設や医療機関等に対する啓発活動を実施する。
- ・ 市区町村窓口等において、リーフレットを配布する。

② 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等を実施する。

③ 妊産婦・乳幼児健康診査等の機会を利用し、子育て中の家庭への呼びかけ等を行う。

参加費無料！※1 アプリで簡単！

OSAKA CITY
大阪市

2025年大阪・関西万博前の今だけ！

★
★
おおさか
チャチャっ

卒煙

3ヵ月目の
禁煙成功率 90% ※2

最短翌日から
プログラム開始可能



2023年
9月15日（金）
申込み開始！

詳細は
専用サイトでも
ご覧いただけます。



©Expo 2025

大阪市では子どものための禁煙を応援します！



大阪・関西万博公式キャラクター
ミャクミャク

以下の条件に当てはまる方は、禁煙プログラムへの参加が可能です。

- ☒ 満20歳以上の大阪市在住者で、禁煙を希望する方
- ☒ 以下のいずれかに当てはまる方

20歳未満の人と
同居する喫煙者

妊婦と
同居する喫煙者

喫煙している
妊婦

※3

完全オンラインの卒煙プログラムでチャチャッと卒煙

孤独になりがちな禁煙への挑戦。専門家のサポートを受けながら頑張ってみませんか？

POINT 1

禁煙補助薬を
郵送でお届け ※4



POINT 2

卒煙カウンセラーが
専属で6ヵ月サポート



POINT 3

医師監修の専用アプリが
24時間フォロー



アプリで簡単！プログラムの申し込み方法（2025年8月31日申込み〆切）

1

アプリを ダウンロード

App Store もしくは
Google Play ストアで
「ascure 卒煙」を検索
または下記の二次元コード
を読み取り



2

ユーザー登録

アプリを開き
手順に沿って登録
招待コードはこちら↓

763898

3

アプリで 初回面談予約

オンラインで
初回面談を実施した後
正式にプログラム開始



● お申し込みの条件

- ・ 満20歳以上の大阪市在住者で、禁煙を希望する方 ※6ヶ月以内に大阪市から転居の予定がある場合を除く
- ・ 以下のいずれかに当てはまる方

20歳未満の人と同居する喫煙者

妊婦と同居する喫煙者

喫煙している妊婦

- ※妊婦・授乳婦の方は医薬品なしのプランでの参加となります。あらかじめご了承ください。
- ・ アプリの利用ができる方（スマートフォンの利用推奨）

● 注意点

- ・ 以下に当てはまる方は、ご参加いただけない場合がございます。
 - ・ 減煙希望の方 ・ 機会喫煙を続けたい方 ・ 禁煙したくないのに、プログラム参加を強制されている方
 - ・ 加熱式たばこ、電子たばこの継続利用を希望される方 ・ 禁煙外来で治療中の方
- ・ その他、精神疾患やその他治療中の病気がある方は、主治医の許可がない場合は参加をお断りする場合がございます。
- ・ 本事業の参加は1人1回です。
- ・ 本事業の参加者には、大阪市からの調査にご協力いただきます。



※4: 参加者様の健康を守るため、既往歴等によっては医薬品なしのプランでのご提供となる場合がございます。

問い合わせ

株式会社CureApp ascure（アスキュア）卒煙サポートチーム
TEL：03-6732-3897 Mail：ascure-osaka@cureapp.zendesk.com
受付時間：平日10:00-17:00（定休日：土日祝日、および当社が規定した休日）
※ この事業は大阪市健康局が株式会社CureAppに委託しています。

アプリで禁煙チャレンジ

「おおさか チャチャッと卒煙」スタート

政令市初

9月15日(金)受付開始

参加費用

0円

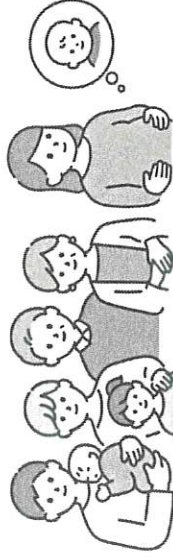
対象者(市内在住)

特徴

20歳未満の人と同居する喫煙者

妊婦と同居する喫煙者

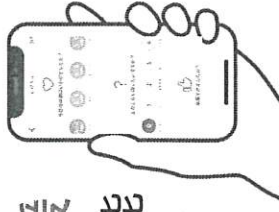
喫煙している妊婦



令和5年度募集人数 1,200人

事業期間

令和5年度から令和7年度まで(計4,000人予定)



アプリによる6か月間の伴走型支援

- 通院の時間がない方もチャレンジ可能
- 専属のカウンセラーが面談
- 24時間 チャットで相談が可能
- 希望者には 必要に応じて禁煙補助薬を送付

お申込みは、専用ページ「おおさか チャチャッと卒煙」

からアプリをダウンロードしてください。

(注) 大阪市ホームページ「たばこについて」からも
専用ページへアクセス可能です

子どもの受動喫煙を防止するとともに、禁煙支援により得た知見を今後の施策に反映

「大阪・関西万博」のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現をめざします

ICTを用いた禁煙支援事業

2025大阪・関西万博に向け、禁煙支援事業の実施と、禁煙機運の醸成を図ります

おおさか チャチャッと卒煙

+

たばこに関する啓発

特徴

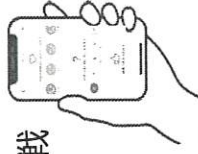
どこでも、気軽にオンラインで禁煙に挑戦

専属の卒煙

カウンセラーが面談

希望者には
禁煙補助薬
を郵送

24時間医師
監修のアプリ内で
チャット相談可



禁煙補助薬

アプリの使用

6か月間の
伴走支援



対象者

20歳以上の大阪市在住者

20歳未満の人と
同居する喫煙者

喫煙している
妊婦

妊婦と
同居する喫煙者

妊婦や子育て層に対して禁煙支援を実施することで

・妊婦や胎児の健康影響を防ぐ

・受動喫煙を防ぐ

・喫煙の連鎖を防ぐ



参加費
¥0

事業期間

—— サンセット事業(計4,000人)



9/15
START



市民全体に還元

得られた知見に基づく
施策を実施

※ 9/14 市長会見(事業開始公表)

連携

本事業が適していると判断された対象者に、事業の勧奨をお願いします。

おおさか チャチャッと卒煙

+

たばこに関する啓発

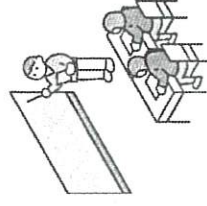
個別啓発

禁煙希望者へ
様々な禁煙手段の紹介



禁煙啓発イベント

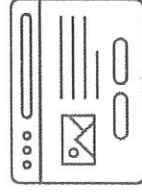
世界禁煙デーに合わせた
イベント



学校との連携
(予定)

Web広告

SNS等で、対象者を
ターゲティングした周知



ホームページ

専用ページにて、
禁煙チャレンジ者数や、
成功者の声の見える化
たばこや禁煙に関する知識啓発

企業との連携

企業や保険者を通して、
チラシ配布やポスター掲示

イベントへの協賛
(予定)

デジタルサイネージ

駅サイネージや市施設等で
広く市民へ周知



連携

様々な機会において、たばこの害や禁煙についてのさらなる啓発強化にご協力をお願いします。